○追手門学院大学英語文化学会会則

1991年4月1日

制定

(名称)

第1条 本会は、追手門学院大学英語文化学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、英語文化圏の文学、語学及び文化に関する研究の促進と研究成果の発表を 目的とし、あわせて学内外の会員相互の親睦を図る。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、追手門学院大学国際教養学部英語コミュニケーション学科内に置く。

(事業)

- 第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 機関誌『英語文化学会論集』、KALEIDOSCOPEの発行
 - (2) 大会、研究会、講演会及び親睦会の開催
 - (3) その他、必要な事業

(会員)

- 第5条 本会は、次のものを会員とする。
 - (1) 本学国際教養学部英語コミュニケーション学科の専任教員
 - (2) 本学文学部英語文化学科、国際教養学部英語コミュニケーション学科及び大学院文学研究科英文学専攻の学生
 - (3) 卒業生で、入会を希望するもの
 - (4) その他、入会を希望するもので、役員会の承認を受けたもの
- 第6条 本会の会員は、機関誌の配付を受けるとともに、これに執筆寄稿することができる。 また、本会の行事に参加することができる。

(役員)

- 第7条 本会の会員の互選により次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 機関誌編集 2名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 書記·会計 若干名

- (5) その他、役員及び役員会についての詳細は別に定める。 (会計)
- 第8条 本会の経費は、次の各号をもってあてる。
 - (1) 追手門学院大学により配分された予算
 - (2) 寄付金その他
- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。 (総会)
- 第9条 総会は、年1回以上開催しなければならない。
- 2 総会においては、事業計画、事業報告、その他重要事項を報告しなければならない。 (会則の改正)
- 第10条 会則の改正は、役員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。 附 則
 - この会則の施行は、平成3年4月1日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、平成3年6月20日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、平成5年5月20日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、平成10年4月1日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、1998年5月28日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、2007年4月1日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、2010年5月27日よりとする。 附 則
 - この会則の施行は、2014年4月1日よりとする。